第十九条の十一の二第三項第三号中「次条第七項第三号」を「次条第八項第三号」に改める。

第十九条の十一の三第一項中「第二十六条の二十八の五第七項」を「第二十六条の二十八の五第十項」に改め、「が同項に規定する」の下に「国土交通大臣が財務大臣と協議して定める法第四十一条の十九の三第七項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための」を加え、「同項に規定する増築、改築、修繕又は模様替に該当する旨を証する」を削り、同条第二項中「第二十六条の二十八の五第八項」を「第二十六条の二十八の五第十一項」に改め、同条第三項中「第二十六条の二十八の五第十項」を「第二十六条の二十八の五第十三項」に改め、同条第四項中「第二十六条の二十八の五第十二項」を「第二十六条の二十八の五第十五項」に改め、同条第八項中「第四十一条の十九の三第九項」を「第四十一条の十九の三第十二項」に、「である場合又は」を「又は」に、「である場合に」を「に該当する同条第一項に規定する特定個人として同項の規定の適用を受ける場合に」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項第一号中「又は当該」を「、当該」に、「をした」を「又は当該多世帯同居改修工事等をした」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四十一条の十九の三第九項」を「第四十一条の十九の三第十二項」に改め、同項第一号中「又は同条第七項」を「、同条第八項」に、「）を」を「）又は同条第九項に規定する多世帯同居改修工事等（以下この項及び次項において「多世帯同居改修工事等」という。）を」に改め、同項第二号中「又は当該」を「、当該」に、「に係る」を「又は当該多世帯同居改修工事等に係る」に、「又は第四項」を「、第四項又は第七項」に改め、同項第三号中「又は当該」を「、当該」に、「の費用」を「又は当該多世帯同居改修工事等の費用」に改め、同項第四号中「又は当該」を「、当該」に、「に係る」を「又は当該多世帯同居改修工事等に係る」に、「又は第三項」を「、第三項又は第五項」に改め、同項第六号中「又は当該」を「、当該」に、「をした」を「又は当該多世帯同居改修工事等をした」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四十一条の十九の三第九項」を「第四十一条の十九の三第十二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第四十一条の十九の三第八項」を「第四十一条の十九の三第十項」に、「特定居住者」を「特定個人」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　施行令第二十六条の二十八の五第十七項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた増築、改築、修繕又は模様替は、当該増築、改築、修繕又は模様替が同項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替に該当するものであることにつき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたものとする。

第十九条の十一の四第一項中「居住者」を「個人」に改める。

第十九条の十一の五中「第四十一条の十九の五第十項において準用する法第四十条の三の三第三項」を「第四十一条の十九の五第三項」に改め、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同号ロ中「おそれをいう」の下に「。ロにおいて同じ」を、「事項」の下に「（当該居住者の事業再編（事業の譲渡、事業上の重要な資産の譲渡その他の事由による事業の構造の変更をいう。ロにおいて同じ。）により当該内部取引において当該居住者の事業場等若しくは国外事業所等が果たす機能又は当該内部取引において当該居住者の事業場等若しくは国外事業所等が負担するリスクに変更があった場合には、その事業再編の内容並びにその機能及びリスクの変更の内容を含む。）」を加え、同号ホ中「した額」の下に「の明細、当該対価の額とした額」を、「書類」の下に「並びに当該対価の額とした額に係る独立企業間価格（法第四十一条の十九の五第一項に規定する独立企業間価格をいう。以下この条において同じ。）の算定の方法及び当該内部取引（当該内部取引と密接に関連する他の取引（他の内部取引を含む。）を含む。）に関する事項についての我が国以外の国又は地域の権限ある当局による確認がある場合（同項の居住者の納税地を所轄する国税局長又は税務署長による確認がある場合を除く。）における当該確認の内容を記載した書類」を加え、同号ヘ中「明細」の下に「並びに当該損益の額の計算の過程」を加え、同号ト中「分析」の下に「（当該市場の特性が当該内部取引に係る対価の額とした額又は損益の額に与える影響に関する分析を含む。）」を加え、同号チ中「居住者の」の下に「事業の方針及び組織の系統並びに当該居住者の事業場等及び」を加え、同号リ中「含む」の下に「。リにおいて同じ」を加え、「その内容」を「その取引の内容並びにその取引が当該内部取引と密接に関連する事情」に改め、同条第二号中「（同項に規定する独立企業間価格をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「の方法」の下に「、その選定に係る重要な前提条件」を加え、同条に次の五項を加える。

2　法第四十一条の十九の五第三項の居住者は、前項各号に掲げる書類を整理し、起算日から七年間、当該書類を納税地又は当該居住者の国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下この項において「納税地等」という。）に保存しなければならない。この場合において、当該書類のうち納税地等に保存することを困難とする相当の理由があると認められるものについては、当該書類の写しを納税地等に保存していることをもつて当該書類を納税地等に保存しているものとみなす。

3　前項に規定する起算日とは、法第四十一条の十九の五第三項の規定により第一項各号に掲げる書類を作成し、又は取得すべきこととされる年分の所得税に係る確定申告期限の翌日をいう。

4　法第四十一条の十九の五第四項第二号に規定する財務省令で定める資産は、無形固定資産その他の無形資産とする。

5　法第四十一条の十九の五第五項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類は、第一項各号に掲げる書類に記載された内容の基礎となる事項を記載した書類、同項各号に掲げる書類に記載された内容に関連する事項を記載した書類その他同条第五項に規定する同時文書化対象内部取引に係る独立企業間価格を算定する場合に重要と認められる書類とする。

6　法第四十一条の十九の五第六項に規定する財務省令で定める書類は、第一項各号に掲げる書類に相当する書類、同項各号に掲げる書類に相当する書類に記載された内容の基礎となる事項を記載した書類、同項各号に掲げる書類に相当する書類に記載された内容に関連する事項を記載した書類その他同条第六項に規定する同時文書化免除内部取引に係る独立企業間価格を算定する場合に重要と認められる書類とする。

第十九条の十三の見出し中「恒久的施設を有しない」を削る。

第二十条の二を次のように改める。

第二十条の二　削除

第二十条の三第三項中「開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供されるもの又は」を削る。

第二十条の五第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4　法第四十二条の十第三項に規定する財務省令で定める事業は、国家戦略特別区域法施行規則第一条第二号に掲げる事業とする。

第二十条の七の見出し中「雇用者」を「特定の地域において雇用者」に改め、同条第一項中「第二十七条の十二の二第一項」を「第二十七条の十二第一項」に、「第四十二条の十二の二第一項」を「第四十二条の十二第一項」に、「及び第三項」を「から第四項まで」に、「第四十二条の十二の二第七項」を「第四十二条の十二第七項」に改め、同条第五項中「第二十七条の十二の二第十七項」を「第二十七条の十二第十八項」に、「第二項」を「第三項」に、「第四項に」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第四十二条の十二の二第七項」を「第二十七条の十二第七項」に、「第四十二条の十二の二第十七項」を「第二十七